

衛生管理マニュアル

特定非営利活動法人 長崎学舎

放課後等デイサービス なないろきっず

【目的】

このマニュアルは、集団感染や感染症・食中毒などを起こさないよう全てのスタッフが心掛け、衛生管理について適切な行動を行えるためのものである。また、衛生面については、スタッフ同士で話し合い、時には保護者とも相談しながら、子ども達に指導できることを目的とする。

【基本的姿勢】

- ①清潔な環境を保てるよう玩具や備品等の消毒、室内の換気をこまめに行う。
- ②感染症や食中毒等の予防として、手洗いうがいを行う。
- ③インフルエンザなどの感染性のある病気が流行している時には、マスクを着用する。
- ④利用児の感染に気付いた時は、迅速に保護者に連絡する。
- ⑤爪は短く切り、清潔に保つ。

1. 施設内について

- ア. 季節に合わせ適切な室温（夏期 26～28℃、冬期 20～23℃）、湿度（約 60％）の保持と適度な換気を行う。
- イ. 冷暖房機器等の設置と清掃を行う。
- ウ. 床、棚、窓、水回りの清掃
- エ. ドアノブや手すり、照明スイッチ、玩具等の清掃・除菌。

2. 食事・おやつについて

- ア. おやつ時に使用する皿は、毎回きれいに洗って、乾燥させる。
- イ. 感染症予防を考慮し、手洗いの際は石鹸で手を洗い、ペーパータオルをしようする。
- ウ. おやつの配膳をする職員は、必ず手洗い・消毒をする。

3. トイレについて

- ア. 毎日の掃除・消毒
便器は、専用洗剤を使い掃除を行う。便座、床、壁等は、拭き掃除を行う。
 - イ. トイレ使用後は石鹸で手を洗い、ペーパータオルで拭く
- ※*原則、汚物処理はトイレで行う。その際には、手袋とマスクを着用する。
終わった後は、手洗い及び消毒を行う。

【職員の衛生管理】

- ①爪は短く切る。
- ③出勤前に体調に変化が生じた際には、管理者に連絡し、医療機関への受診を行う。
業務中に体調が悪化した場合は、マスクをし管理者に報告する。
インフルエンザ等の感染症の可能性がある場合には、医療機関を受診し、支持を仰ぐ。
- ④職員も児童同様、体調管理を徹底する。
- ⑤感染源となりうるもの（尿・便・吐しゃ物・血液等）の安全な処理方法の徹底。

【消毒液の管理、使用上の注意点】

消毒剤は感染症予防に効果があるが、使用方法を誤ると有害になることもある。

消毒剤の種類に合わせて、用途等正しい使用方法を守ること。

- ①消毒剤は児童の手の届かない所に保管する。（直射日光を避ける）
- ②嘔吐物、下痢便等は汚れを十分に取り除いてから消毒を行う。
使用時は、必ず換気を行う。

【嘔吐物処理方法について】

準備物

- ・次亜塩素ナトリウム（ハイター等）
- ・ビニール袋（2枚以上）
- ・使い捨て手袋
- ・新聞紙、ペーパータオル等の拭くもの
- ・バケツ

手順

- ①近くにいる人を移動させる。
- ②換気をする。
- ③嘔吐物処理セットを準備する。（袋を2重にして口を広げておく）
- ④手袋の着用。
- ⑤嘔吐物を新聞紙などで覆う。
- ⑥嘔吐物に消毒液をかける。
- ⑦嘔吐物を処理する。
ア、新聞紙等で覆ったものを外側から内側に寄せながら包み、ビニール袋に捨てる。
イ、手袋を新しい物に交換し、一枚目の袋を閉じる。
ウ、袋を閉じる際には、汚染された内側を触らないように閉じる。
- ⑧床の消毒を行う。
- ⑨汚染物を破棄する。（2枚目にマスクや手袋を捨てる）
- ⑩手洗い・うがい・消毒をする。

また、嘔吐物が付着した服は、ビニール袋に入れ持ち帰るものとする。

【感染症への対策と発生時の対応】

事業所内や学校あるいは地域で発生している感染症に関する情報を収集し、保護者に提供すると共に、感染症の防止や拡大防止を図れるよう情報交換を密に行う。事業所内で感染症が発生した場合は、管理者より速やかに以下に連絡し今後の対応の指示を受ける。

○西彼保健所（地域保健課保険福祉班）

TEL：０９５－８５６－５１５９

なお、下の表に示すような学校での出席停止措置が法で定められている感染症については、その症状が疑われる場合は、保護者と連絡を取り合い、関係機関へ連絡する等の対策を講じることとする。

学校での出席停止措置が法で定められている主な感染症

種	感染症の種類	出席停止の期間の基準等
第一種	・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・南米出血熱 ・ベスト ・マールブルク病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARS、コロナウイルスであるものに限る。) ・鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスAインフルエンザウイルスAであってその血清型がH5N1であるものに限る)	・治癒するまで。 ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」及び「新感染症」は、第一種の感染症とする。

第 二 種	・インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1及び 新型インフルエンザ等感染症を 除く) ・百日咳 ・麻疹 ・風疹 ・流行性耳下腺炎 ・水痘 ・咽頭結膜炎 ・結核 ・髄膜炎、菌性髄膜炎 ・痘瘡（天然痘）	・インフルエンザ：発症した後5日を 経過し、かつ解熱した後2日を経過 するまで。 ・百日咳：特有の咳が消失するまで。 又は、5日間の適切な抗菌性物質製剤 による治療が終了するまで。 ・麻疹：解熱後3日を経過するまで。 ・風疹：発疹が消失するまで。 ・流行性耳下腺炎：耳下炎、顎下腺又は 舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過 し、かつ全身状態が良好になるまで。 ・水痘：すべての発疹が ・咽頭結膜熱：主要症状が消退した後 2日を経過するまで。（アデノウイル スのみでなく発熱・結膜炎・咽頭炎 を主症状とする。） ・結核、髄膜炎菌性髄膜炎：症状により 学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで。
第 三 種	・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症	・症状により学校医その他の医師に おいて感染のおそれがないと 認めるまで。

【第3種の感染症について】

学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症を規定している。出席停止期間の基準は、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでである。なお、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合は、その感染拡大を防ぐ為に必要がある時に限り、校長・学校医の意見を聞き、第3種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域・学校における感染症の発生・流行等を考慮の上で判断する。